

受講規約

・この規約は、英国式社交ダンス・マナーアカデミーThe English Style（以下、「本アカデミー」といいます。）における受講会員の会員資格について定めるものとする。受講会員は、本規約に従い本アカデミーのサービスを受けることができる。

第1条（受講会員資格）

・受講会員資格は、入会した翌月1日から1年間有効とする。期間満了の1か月前までに書面による更新しない旨の意思表示がなされない限り、受講会員資格期間はさらに1年間自動で更新されるものとする。

第2条（受講会員及び講師の品位）

受講会員は、生徒としての立場をわきまえ、品位ある行動を心がけることとする。本アカデミーの講師は、風紀又は秩序を乱す行為を厳に慎むこととする。

第3条（受講費の決済方法）

- ・1入会時に入会金及び初期2ヶ月分の受講費をクレジットカードにて決済し、その後は毎月25日に2ヶ月先の月額費用が自動決済されるものとする。その他の支払い方法は対応しないこととする。
- ・2受講生は、入会時、Square株式会社での決済のためのカード自動決済承諾書を作成し提出しなければならない。受講生は、当アカデミーに無断でSquare株式会社に登録したカード情報を削除してはならない。

第4条（パッケージ変更禁止）

- ・受講会員資格存続中のパッケージ変更は禁止する。クラスの移動は可能。

第5条（個人レッスンの予約）

- ・個人レッスンへの参加は、レッスン前日までに事務局に対して予約をしなければならない。

第6条（レッスンへの参加について）

- ・ 1 レッスンに参加する際、貴重品は受講会員の責任において管理するものとし、紛失盗難等があった場合、本アカデミーは一切責任を負わないものとする。
- ・ 2 レッスン受講時間に5分以上遅刻した場合、入室を禁止する。

第7条（遵守事項）

- ・ 受講会員は、レッスンを受講するにあたり、講師の指示に従わずまたは他の受講会員の迷惑になるような行為・言動をした場合、講師の判断で受講会員を退出させることができる。講師の判断で退出した場合であっても、当該レッスンを受講したものとみなす。

第8条（キャンセル規定）

- ・ 受講会員の自己都合により個人レッスンをキャンセルする場合、レッスンの2日前の17時以降は受講料の50%、前日17時以降は受講料の100%をキャンセル料とする。

第9条（国際社交文化倶楽部へのアクセス）

- ・ 受講会員は付属の国際社交文化倶楽部およびICPA国際教養プロトコール専門学校講座への参加につき、当社所定の割引を受けることができる。

第10条（通知の方法）

レッスンの休講情報等は、受講会員から指定されたメールアドレスへの送信により行う。ラインでは送信されないことがある。

第11条（アカデミーディレクターへの連絡）

本アカデミーディレクター、講師への連絡は、事務局を通じて行わなければならない。

第12条（相談窓口）

相談窓口への予約は、事務局に対して連絡を行わなければならない。講師はその連絡を取り次がないものとする。

第13条（受講会員間のトラブル）

・ 他の受講会員との間でトラブルが発生した場合、受講会員同士で話し合うなど適切な方法により解決するものとする。本アカデミーは、当該トラブルの解決には関与しない。

第14条（禁止事項）

・ 1 受講会員は、次に掲げる事項を行ってはならない。

(1)登録講師との本アカデミーを介さずレッスンを受けること(2)講師へ個人的に連絡をすること

(3)他の受講会員の写真、動画、個人情報を無断で公開すること

(4)他の受講会員を他のダンススクールに勧誘、引き抜くこと

(5)他の受講会員への暴言や暴力、迷惑となる行為をすること

(6)本アカデミーの業務を妨害すること

(7)無断で他のダンス教室、サークル等に参加すること

(8)施設の規則を破ること

(9)施設や関係者に対し名誉毀損等の行為をすること

2 受講会員が前項の禁止事項に違反した場合、本アカデミーは、受講会員資格を取り消すことができる。なお、受講資格が取り消された場合であっても、受講費の返還は行わないこととする。

第15条（退会）

・ 1 受講会員は、契約期間終了の一か月以上前（次回請求書発行前）の事前書面通知のうえ退会事務手数料を支払うことにより、本アカデミーを退会することができる。

3 本アカデミーを退会する場合、すでに支払い済みの受講料、デポジットは返還しない。退会費用は免除されない。

4 正式な退会届や休会届をせずに決済をキャンセル又はカード登録情報を変更することを禁止する。

第16条（受講会員資格の喪失）

- ・ 1 次に掲げる事由があるときには、受講会員資格を終了させることができる
- (1) 受講会員に本規約違反があった場合
 - (2) 3か月以上レッスンへの参加がない場合
 - (3) 他の受講会員や講師に著しく迷惑となる行為があった場合
 - (4) その他受講会員として不適切と判断した場合
- 2 前項の規定により受講会員資格が終了した場合、支払い済みの受講費及びデビットは返金しない。

第17条（損害賠償の条項）受講会員が本規約に違反した場合には、違約金として10万円を支払わなければならない。また、この金額を超える損害が発生したときには、生じた一切の損害について賠償するものとする。

第18条（退職講師のレッスンを受講する場合）

本アカデミー登録講師が退職した場合において、当該講師のレッスンの受講引き続き希望する場合、受講会員は本アカデミーに対し、個人レッスンもしくはグループレッスン該当の月額12か月分を支払うものとする。(週1レッスン計算) 講師の勧誘があった場合には、該当講師が負担する。

第19条（個人情報の管理）

個人情報の管理は、本アカデミープライバシーポリシーに従う。

第20条（規約の改定）

・ 本規約は、民法第548条の4の規定にもとづき、日本国法令に違反しない範囲において、予告なしに変更することができる。

第21条（専属管轄）

- ・本規約の準拠法は日本法であり、当アカデミーと受講会員間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（翻訳文）

- ・本規約は、日本語を正文とし、他の言語での記述は本規約の内容および解釈に影響を及ぼさないものとする。

以 上

（付則）

- ・最終改定日において変更した本規約の内容は、2019年9月1日より適用する。

最終改定日：2019年8月4日